

保険料の減免制度について

自宅が火災及び自然災害により甚大な損失を受けたことにより生活が著しく困難になった組合員については、損失の程度に応じて保険料の減免が受けられます。

保険料の減免を受けようとするときは、下記の家屋の災害程度を記した公的機関が発行する証明書の添付と、保険料減免申請書の提出が必要となります。

申請の手続き等につきましては、所轄支部にお問い合わせください。

保険料減免基準

災害程度	保険料減免期間
全壊、流出若しくは全焼	3カ月間
半壊若しくは半焼	2カ月間
部分壊若しくは部分焼	1カ月間
床上浸水30センチメートル以上	2カ月間
床上浸水30センチメートル未満	1カ月間